

東海目録運営規程

(目的)

第1条 この規程は、東海地区医学図書館協議会会則（以下「会則」という。）第3条第3項に基づき、東海地区医学図書館協議会（以下「協議会」という。）が作成し、管理する東海目録（以下「目録」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(目録の目的)

第2条 目録は、東海地区（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）の医学・医療その他関連領域の図書館の相互協力とネットワークの形成に資することを目的とする。

(目録の内容)

第3条 目録は、東海地区の医学・医療その他関連領域の図書館が所蔵する雑誌の目録とする。

(目録の運営)

第4条 目録を運営するために、若干名の委員からなる東海目録ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）をおく。

- 2 ワーキンググループ委員は、東海地区医学図書館協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の推薦により、協議会会長が委嘱する。
- 3 ワーキンググループ委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 ワーキンググループに、委員の互選により委員長をおく。

(目録会員)

第5条 目録会員は、会則第4条第3項に定めるとおり、目的に賛同して目録に参加する東海地区の医学・医療その他関連領域の機関とする。

- 2 協議会正会員及び賛助会員は、目録会員とみなす。

(入会及び退会)

第6条 目録会員になろうとするものは、所定の入会申込書とともに下記のデータを協議会に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

(1) 所蔵データ

(2) 機関情報

- 2 目録会員は、所定の退会届を協議会に提出して、任意に退会することができる。
- 3 第7条に定める会費を納入しなかった目録会員は、退会したものとみなす。

(会費)

第7条 目録会員会費を、年額2,000円とする。

- 2 目録会員会費は、目録利用料等の名目で支払うことができる。
- 3 正会員は、正会員会費を納入することにより、目録会員会費を支払ったものとみなす。
- 4 年度途中に入会した目録会員について、当該年度の目録会員会費を免除する。

(会員の履行要件等)

第8条 目録会員は、次の事項を履行するものとする。

(1) 会員間の相互貸借業務を行うこと。

(2) 機関情報に変更がある場合は、速やかにデータを修正すること。

(3) 事務連絡及び会員間の情報交換等のため、指定のツールを使用すること。

(4) 事業活動に参画すること。

- 2 目録会員は、次の特典を得る。

- (1) システムの機能を利用して相互貸借業務を行うことができる。
- (2) システムの機能を利用して相互貸借申込書を作成できる。
- (3) 会員間で不要資料の無償譲渡を受けることができる。
- (4) 会員間でメーリングリスト等を通じて情報交換ができる。
- (5) 各種相談・研修会等の教育支援を受けることができる。
- (6) 協議会が開催する研修会へ無料で参加することができる。
- (7) 指定の研修会への交通費助成を受けることができる。
- (8) 東海地区医学図書館協議会加盟館(大学図書館)と情報交換等連携を図ることができる。
- (9) その他、協議会が定めた事柄

(情報提供支援機関)

- 第9条 会員でない医学・医療その他関連領域の大学図書館に、協議会が東海目録事業の支援を依頼する場合は、その図書館を情報提供支援機関(以下「支援機関」という。)とする。
- 2 支援機関は、目録会員に対して所蔵データと機関情報を公開する。
 - 3 支援機関は、情報交換等のため指定のツールを使用することができる。
 - 4 支援機関は、会費を要しない。
 - 5 支援機関は、協議会が開催する研修会の参加費を要しない。

(著作権、データの管理)

- 第10条 目録データ及び目録システムの著作権は協議会に帰属する。
- 2 提出データは返還されない。退会した場合、その機関のデータは非公開となりワーキンググループによって管理される。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、幹事会の議を経て行い、協議会総会に報告する。

附 則

この規程は、平成18年8月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年5月10日から施行する。